

誓約書

- 1 私（申請者）と配偶者（以下「夫婦」という。）は、結婚お祝い金交付後、婚姻を解消することなく5年以上多可町内に住所を置き同居し、多可町を生活の本拠地とします。
- 2 申請書類等の内容に事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げます。
- 3 申請内容等に虚偽があった場合又は結婚お祝い金返還請求書を受けた場合は速やかに結婚お祝い金を返還します。
- 4 結婚お祝い金交付後、5年を超えずに夫婦の両方又は一方が多可町外に転出した場合、又は婚姻を解消した場合、速やかに、多可町役場定住推進課に報告するとともに、多可町あったか結婚お祝い金交付要綱に基づき結婚お祝い金の全額又は一部を直ちに返還します。
なお、結婚お祝い金の返還金については、申請者が支払います。
- 5 本申請に当たり、町が申請者及び配偶者の町税等の債務履行について、照会を行うことに同意します。
- 6 夫婦の両方又は一方が、過去においてこの要綱に基づく結婚お祝い金の交付を受けていません。
- 7 同一人との再婚ではありません。
- 8 上記1・4を確認するに当たり、本町の住民基本台帳の照会を行うことに同意します。
- 9 夫婦の両方が、多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条に規定する暴力団員等ではありません。

上記のとおり誓約いたします。

多可町長 様

年 月 日

住 所 多可町

申請者（自署）

配偶者（自署）
